

会社は、本人が最も効率的で安全とする 通勤経路を認めよ！！

先日、会社は、全社員に対して、「通勤経路の再申請・確認」を行いました。

その結果、三重県から名古屋圏の職場に通勤する社員に対して、今までは、桑名駅で近鉄からJRに乗り換えて名古屋駅に通勤していましたが、「通勤経路の変更」によって、近鉄富田駅からJR富田駅に乗り換えて名古屋駅に通勤経路が変更されました。

桑名駅は、近鉄とJRと同じ駅ですが、近鉄富田駅とJR富田駅は、徒歩で10分以上離れています。

また、桑名駅は、近鉄は特急が停車。JRは快速が停車しますが、近鉄富田駅は、急行は停車しますが、特急は停車しませんし、JR富田駅は、普通しか停車しません。

「通勤経路の変更」によって、今までよりも列車本数が少なくなり、不便な通勤経路を強いられています。

同時に、名古屋圏から三重県の職場に通勤する社員も同様な扱いとなりました。

「通勤経路の変更」によって、多くの社員から不満が噴出しています。

会社は、「通勤経路の変更」は、「合理的な基準」としてはありますが、その内実は、リニア中央新幹線建設を推進するための経費節減であることに他なりません。

JR東海労は、現在、「通勤経路の変更」に対して、2013年度協約・協約改訂の要求事項としてとらえて団体交渉を精力的に取り組んでいます。

＝ JR東海労の要求 ＝

全社員を対象に行った「通勤経路の再申請・確認」により、一方的に「最も安価な通勤経路」とされたため、通勤経路が変更となり、これまでより不便な通勤経路を強いられる場合が発生している。会社は、本人が最も効率的で安全とする通勤経路を認め、それに必要な通勤手当を支給すること。また、通勤時間が15分短縮できる通勤経路がある場合に認められている取扱いは、経路の時間算出に乗り換え時間も算入すること。